

分別変更説明会（議事要旨）

日時：平成30年7月18日（金）10：10～12：00

場所：恵み野会館 集会室1・2

参加者：109名

市対応者：山本 顕（廃棄物管理課長）・高橋 淳（同主査）・高橋 雄一（同主事）

説明会次第

- 1 開 会
- 2 説 明（30分）
- 3 質疑応答（90分）
- 4 閉 会

～議事要旨～

3 質疑応答

市民A：10年ほど前に江別市で焼却場を造ったが不調で上手く動かなかったという話を聞いたことがあるが、今回出来る焼却場は最新式で素晴らしいものなのでしょうか。

山本課長：今回出来る焼却場はストーカ方式といって、剪定枝の大きさ等の制約はどうしても発生しておりますが、ダイオキシン対策も含めて最新のものになります。江別市の焼却施設はガス熔融式という方式ですが恵庭市のストーカ方式はバーナーのようにごみを焼却とか溶かすのではなく熱風を当てて自燃させる仕組みとなっております。

市民A：ストーカ方式の焼却炉は他の自治体で実績があるのですか。

高橋主査：ガス熔融式は導入コストやランニングコストが高く、多くの自治体で選ばれているのがストーカ方式という現状となっております。（資料をスクリーンへ写して）これが工事の関係です。我々とは違う計画調整課で所管していますが、工事の進捗状況を順次ホームページへ掲載していますのでご参考までにご覧いただければと思います。

市民B：ごみ焼却場が休止してから今日までのごみはどのように処分していたのか。また、ごみの分別や料金改定にたどり着くまでの過程がまったく説明が無く、こう決まったから明日からやれと言っているように聞こえる。焼却施設建設に至る過程や内容の説明が必要。はっきり言って、そういう説明がない中で分別や料金が変わると言われても協力したくない。また、今回の変更内容は分別ではなく分解を市民にやれという手間を増やすものであり、そういう作業が生じるのであれば、市で処理する方法にすべきではないのか。

山本課長：まずは、焼却施設が無い状況の中でどうごみ処理をされているのかというご質問でしたが、盤尻にある最終処分場に全部埋めております。ただ資源物はリサイクルセンターで資源化を図っています。また平成 24 年からは生ごみをバイオガス化による発電で資源化を図っております。平成 14 年に焼却場を休止してすぐは全て埋め立てしておりましたが資源化を図れるものは順に資源化を図ってきた状況でございます。しかし、環境への負荷等問題があり、燃やせるものは燃やす、燃やせないものは埋めるという適正な処理をするという話になった中で、広域での処理なども検討して参りましたが、単独で恵庭市内に焼却場を建設することが平成 25 年に決まりました。その後、焼却場が出来れば分別区分やごみ処理手数料が変わる可能性があることを広報やごみ減量リサイクル地区懇談会で市民の皆さんへ機会を見てお知らせしてしていました。知らないという市民がいるのは理解出来ますが市としては情報提供には努めてきたという回答になります。

市民 B：ごみ処理手数料が上がった場合、市民が今まで一週間に 2 回出していたごみを 1 回に減らすなどをすると、あまり収入が増えないのではないかと。また、値上がりするのであれば私は庭でごみを燃やそうと思う。そういった問題が出てくる可能性があると考えて検討したのか。

山本課長：料金の算定にあたっては、市としても収集回数を減らすことや、盤尻のごみ処理場の開場日数を減らすこと、戸別収集方式をステーション方式に変えるなど、ごみ処理経費を少しでも減らそうと模索してきたところであり、市民の広場や地区懇談会などでご提示しましたが、受け入れられないという意見が多くございました。いわゆるサービスを抑制することが一番経費節減に繋がりますが、サービス低下は受け入れられない、むしろ料金が上がるのであればサービスを向上させるべきだというご意見が多い中で、小さなことかもしれませんが、袋の個数制限を無くすとか、経費増とならずに利便性が向上する方策を取り入れたところがございます。そういったサービスの維持・向上と経費節減を勘案した中で今回の手数料改定案になったというものでございます。ただ、先程言った審議会の中でも激変緩和を検討しなさいという意見も出ていますので、市としてはこの金額でいきたいと考えていますが、変わる可能性があるということを含めてご理解いただければと思います。また、先程庭でごみを燃やすという話がありましたがこれは法律によって禁止されています。そちらについてもご理解いただくようお願い致します。

市民 C：わさびやケチャップのチューブの蓋やお弁当の小分けカップとか、小さなアルミが結構出るので、そういうアルミ類は金属扱いになるのですか。

高橋主査：アルミホイル関係はおっしゃるとおり金属扱いとなり、燃やせないごみのままとなります。100%金属のものは小さくても燃やせないごみとして排出をお願いします。

市民 D：昔の焼却場とこれから出来る焼却場の場所を教えてください。

山本課長：昔の焼却施設は島松沢という、今はリサイクルセンターがある場所にあります。昔の焼却施設は今も残っておりこちらの解体経費も課題になっていますが、今後解体に向けて進めていきたいと思っております。且つ新しい焼却施設は道路で言えば南 18 号と 15 号との間の漁川沿いにあります。施設としては生ごみ処理場と下水の終末処理場、し尿処理場がある所で、地区で言えば中島松という地区になります。

市民 E：キケンごみを今までの割れ物刃物類と火の出る恐れがあるものと 2 種類あったものを今後は火の出る恐れがあるもののみにした意味を知りたい。

高橋主査：火が出る恐れがあるものは収集車やごみ処理場で火災の危険があるため、収集車両中ではなく別に積んでいる関係から分けてもらっています。割れ物刃物類は収集員が怪我をしないよう、危険だと分かった上で収集するために分けていただいていたのでした。ただ今後は燃やせないごみとなるものが大幅に減りますので、収集員に燃やせないごみを全て危険と思って収集するようお願いし、割れ物刃物類を燃やせないごみとして区分しようという考え方となります。

市民 E：今の説明では理解できない。刃物類は危険だから危険ごみとしていたわけですね。刃物類による収集作業中の事故などは無かったのでしょうか。

高橋主査：皆様のご協力のおかげで収集員が危険だと分かった上で作業できていましたので、私が知る限りでは事故や怪我の報告はありません。今後は燃やせないごみとなりますので全ての燃やせないごみを危険だと思って収集するよう収集員に改めてお願いすることで事故防止に努めていきたいと思っております。

市民 E：新しく出るごみ分別事典にも刃物等は紙などに包み、燃やせないごみと一緒にしてくださいという表示になるのですか。

高橋主査：おっしゃるとおりです。

市民 E：それで事故が起こったらどうしますか。今まで通り危険ごみとしておけばいいだけではないのか。現在負担がかかっていないものを危険が発生する可能性がある分別に変えるのは理解しがたい。

高橋主査：収集員の安全性を考えていただき感謝申し上げます。燃やせないごみの中で多く出されているものに衣類などがなります。そういったものが燃やせるごみとなりますので、燃やせないごみとなるものが少なくなります。お客様のようにならぬで大丈夫だと言ってくれるのは大変ありがたいですが、実態は少ししか出さないのに袋を分けるのはもったいないという意見が多くあります。今後燃やせないごみが減るのに袋を分けるのは皆様の負担になっ

てしまうので今回のような区分に検討したところです。しかし、収集員がそれによって怪我をしては本末転倒ですので、気をつけて作業をするよう改めてお願いしたいと思っております。

市民 E：キケンごみは年に、一番小さい袋一つかまったく出ない年もあります。まったく手間がかかっていないものをなぜ変えるのか疑問。

山本課長：貴重なご意見ありがとうございます。市のほうに来る要望のほとんどがキケンごみと燃やせないごみ合わせて 3 種類を全て別の袋に入れるのはもったいないという意見です。今回の料金だけでなく分別の負担もどうにか減らすことが出来ないかと検討したときに、今回のような形で提案させていただいた次第であります。

市民 F：かばん等は燃やせるごみに変更するという中で金具はなるべくとってくださいとなっているが、取れない金具と取れる金具があります。そういったものが燃えずに残った後にどういう処理をするのか伺いたいです。

山本課長：そういったものは燃えずに残渣として出てきます。どれぐらいの頻度で残渣を回収するかは試験稼働をしていく中で決まっていくと思いますが、そういった残渣は一定程度集まったらごみ処理場へ埋め立てる形になります。

市民 G：キケンごみは先程の方がおっしゃったように、そのままでいいのではないのでしょうか。今後収集員も高齢化しますし、今の分別で困っている人はいないと思います。

高橋主査：割れ物刃物類の中で多く出るものに食器類があります。コップとかも割れていなくてもキケンごみになりますので、割れていないのに何でキケンごみだというお声もございます。そういった関係もあり、今後キケンごみからは除外しようという考えです。お二方の意見は大変ありがたいものですが、市のほうで把握していた意見とは相反するものなので、改めて検討していきたいと思えます。

市民 H：スプレー缶は今後も変わらず穴を空けて出すのでしょうか。また、現行のゴミ袋は使えなくなるという話でしたが、残っているゴミ袋に関してどのような考え方を持っているのか教えていただきたい。

高橋主査：まずスプレー缶の件ですが、昨年度から中身を使い切っていただければ、穴空けという危険な行為をしなくても回収しております。ですので、その点に関しては来年度以降も継続いたします。次に残った指定袋をどうするかという話ですが、交換なり追加のシールなりで使える方法は考える必要があると思っております。しかし、手数料が変わりますので 40ℓの袋と 20ℓの袋を交換するというようなレートを決めての交換や、不足分の手数料分を 10 円券というようなシールを買っていただいて、貼ってもらえればゴミ袋が変わ

っても使えるというような仕組みも考えられると思います。まだ詳細は決ま
っていませんが皆様の手元に残ったごみ袋がごみとなってしまう仕組
みは考えて参ります。ただ、今のごみ袋はそのまま使うことは出来ないとい
う形になると思います。

市民 I : 我々市民もこんなに細かい分別に協力しているのだから、手数料は現状維持
でやってほしい。来年から消費税や物価が上がると予想され、年金がそれに
比例して上がるわけではないのだから現行の値段にすべきではないのか。健
康保険料しかり介護保険料しかり、何でも値上げしていく。昔は税金だけ
でうまくやっていたのに今は何でも市民に負担を求める。どうしても経費が
かかるのであれば、ごみ袋の製造業者なりが経費を抑制すべきではないのか。
例えば値段が上がるのであれば、現在 5 枚入り 200 円のごみ袋が 400 円に
なるのなら 10 枚入りにするとか、製造業者の応援が必要だと思ふ。収入は
増えない、支出は増えるという状況では将来ごみを出せない家庭が出てくる
可能性もある。わざわざ細かい分別をしているのだから、みんながごみを出
せる費用をもう一度考えてもらう必要があるのではないか。

山本課長 : 貴重なご意見ありがとうございます。ごみ処理手数料は、ごみ袋の購入代金
でお支払いいただいているというものです。ごみに限らず様々な手数料が上
がっていく中で、年金や給与の収入が上がっていかず、負担感が増していく
というお気持ちは分かります。一般論になってしまいますが、少子化等の影
響により支える現役世代が減少しているなど、様々な要因があると思ひます
が、ごみ処理手数料については経費削減のために様々な知恵を絞った上で料
金の引き上げをするという結論になりました。恵庭市は資源物については全
て無料で回収していますが、資源物の処理についても赤字になっており、他
の自治体では資源物も有料で収集しているところもあります。今回の改定案
で増える負担額は 1 人 60 円程度という試算をしていますが、これを大きな
負担と感じる方もいれば協力できる程度の負担という方もいらっしゃいます。
市としても経費削減を出来るものは徹底的に削減していきたいと考えており
ますのでご理解いただければと思ひております。

市民 J : 燃やせるごみは 10 当たり 3 円、燃やせないごみは 4 円、生ごみは改定なし
と同じごみでも 3 種類の料金設定がありますがこの考え方はどう整理した
かを教えてください。

山本課長 : 現在は全ての指定ごみ袋が同じ単価ですが、それぞれのごみの種類によっ
てかかる処理経費が違うのではないかということから、議論が始まりました。
特に今回、生ごみについては分別も処理も変わらない中で、現在と同様に一
律で手数料を算定して生ごみ袋の料金も上げるのかという課題がありました。
今回出来る焼却場やごみ処理場等の経費を種類別に実際の処理コストを
試算した結果、ごみの種類毎に適正料金が異なるという金額になりました。
種類別に料金を設定するというのは他の自治体ではやっていますが、恵庭
市としてはごみの種類別に見たコストが違うのであれば求める料金につい

でも変えていこうという考え方のもと、今回のように設定させていただきました。

市民 J：考え方は分かりました。であれば、かかってくるコスト等の資料を説明会の中で開示していただいたほうが私たちも理解しやすいのではないかと思います。

山本課長：申し訳ありません。今回の説明会では出せなかったのですが、3回目以降の説明会の中でコスト等の情報提供も考えさせていただきたいと思っております。

市民 K：来年から粗大ごみは事前申し込み制になるということですが、値上がりはするのでしょうか。

高橋主査：ごみ袋と同様に、手数料が改定になるのは再来年からになりますので、来年は一律 100 円のままです。

市民 K：再来年からは値上がる予定ですか。

高橋主査：今は 1 個につき 100 円ですが、再来年からは品目に応じて、100 円から 900 円の間で細かい設定をすることになると思います。来年は 1 個 100 円で事前申し込みという手間だけお願いする形になります。

市民 K：平成 32 年度からは燃やせるごみの直接搬入は出来ないのですか。

高橋主査：焼却施設への持ち込みの件ですが、現在盤尻では市で収集できないものに対応するために皆様に持ち込みをお願いしている形でしたが、焼却施設に持ち込むような品目に関しては袋ごみでも粗大ごみでも全部収集できるようにしますので、焼却施設へは持ち込み出来ない形となります。

市民 K：盤尻へ搬入した場合、燃やせないごみは 10kg につき 231 円と 70 円から急に上がりますね。

高橋主査：直接搬入するごみの手数料ですが、現在は一律 10kg70 円ですが、先程のごみ袋と同様に種類別に料金設定をしたため、この料金となっています。

市民 K：これは 1kg 単位にはならないですか。

高橋主査：計量の方法が車ごと計量機に乗ってもらって、ごみを降ろした後に再度計量機に乗ってもらうという方法になりますので、1kg 単位の計量機は相当精度が高く、当然コストがかかってしまうため、10kg 単位の計量機となっております。

市民 K：洋服等の燃やせないごみは、盤尻へ搬入してもいいのでしょうか。

高橋主査：洋服は燃やせるごみとなりますので持ち込むことは出来ません。燃やせないごみとして継続するものについては盤尻へ持ち込むことが出来ます。

市民 K：割れ物刃物類を大量に出す場合、新聞にくるんで袋に入れますが、新聞紙が多く見えますが収集してもらえますか。

高橋主査：収集員は重さでも判断していますので、新聞が見えても重さで割れ物が入っていると判別できますので収集いたします。

市民 K：もしくは一つ一つの新聞紙に割れ物と書いておくとか。

高橋主査：そこまでやっていただければ大変ありがたいです。

市民 L：剪定枝は現在 30cm×150cm 以内なら収集してもらえたが、今後は 30cm×150cm の束なら粗大ごみとして事前申し込みが必要になるのですか。また、40cm×40cm なら 10 束でと収集するということが料金はいくらになるのですか。

高橋主査：まず 30cm×150cm の場合は粗大ごみとして事前申し込みをお願いしたいと考えています。ただ 40cm×40cm に切っていただいた場合は、燃やせるごみの収集日に事前申込なしで出していただくという二通りの方法となります。また料金の部分については 10 束のうち 1 束に 100 円の処理券を貼ってもらえれば残り 9 束は一緒に出していただければ収集するという形になります。

市民 L：粗大ごみは 100 円から 900 円と書いていますが、それは表になって出てくるのですか。

高橋主査：品目ごとに、自転車ならいくら、タンスならいくらという形になります。大きさや素材によっても変わりますので、例えばスチールデスクのような重たいものならいくらだという細かい設定をしていく形になります。そちらは決まり次第しっかりとお知らせしたいと考えております。

市民 M：剪定枝は 40cm にした場合は袋等に入れて排出するのですか。

高橋主査：40cm にしていただければ紐で縛っていただく形になります。

市民 M：10 束の場合もばらばらと 1 束ずつ置いていいのですか。

高橋主査：1 束ごとに縛って並べてもらえれば大丈夫です。

市民 M：スプレー缶は潰せば袋に沢山入ると思うのですが、潰した場合と何がちがうのですか。

高橋主査：まずは穴空けをするかどうかという事になりますが、スプレー缶は穴空けをすると中のガスが全て抜ける仕組みになっていまして、以前は穴を空けてから出してくださいとお願いしていましたが、穴空けをする際に発火する可能性がありますので、穴を空けずに出してくださいと昨年度に変更しました。

市民 M：危険だから個人では穴を空けなくていいが、収集した後に穴は空けているということですか。

高橋主査：おっしゃるとおりです。こちらで収集した後に穴空けをしています。

市民 M：穴を空けるから潰さないでということですね、潰す場合は穴を空けてもいいということですか。

高橋主査：そうですね、穴を空けずに潰すのは危険ですが、穴を空けた後は潰すこともできると思います。ただスプレー缶は硬くてお手数ですから潰さなくて結構です。

市民 M：潰れる場合は穴を空けて潰してももいいということですね。

高橋主査：潰していただいてもかまわないのですが、キケンごみとして排出していただくようにお願いします。

市民 N：リサイクルという言葉がまったく出てこないのですが、恵庭市はリサイクルにどのような考えを持っているのか教えてください。

山本課長：資源化できるものは資源化するというのが基本的なスタンスです。平成 24 年度からは生ごみについても資源化を図っています。ただ、資源化しているものによってはアルミ缶等、売払い収入で黒字となる品目もありますが、リサイクル全体で見たときには現状赤字となっております。ただ、その部分のみを切り取り、リサイクルを縮小するという話にはなりませんし、ごみ処理場の延命化という部分もあり、経費との兼ね合いを考えながら今後も資源化できるものは資源化していくスタンスになります。

市民 N：資源化については分かりました。九州の災害のテレビ映像でダンボールの中に靴が何足も入っていました。恐らく災害のために用意したものだと思います。今回の変更する品目の中に靴等もありましたが、そういったものを洗って避難所に置くとか、家電関係を直して使うなども立派なリサイクルだと思うので、恵庭市でも検討すべきなのではないか。金がかかると言ってしまうればそれまでだが、ボランティアを頼んで直してもらうとか方法はいくらかもあると思う。また、恵庭ではこういったリサイクルをやっているということ

を説明会の中で PR するのも大切だと思います。

山本課長：きれいな粗大ごみは直して販売するというようなことをしている自治体もあり、そういったことも内部でも検討しましたが、費用対効果というのもあり中々難しいです。ただ、現状で取り組んでいるリサイクルについてもしっかりと PR すべきだという話も出ましたが、そこについては検討していきたいと思います。

市民 O：環境省のホームページを見たら、日本全国の埋立地は今後 30 年で一杯になると書いてありました。また、埋立は環境に優しくないが、焼却処理はダイオキシンも発生せず環境に優しいということです。そのため、環境負荷を軽減する観点から多少の負担が増えてもいいと思う。一つ懸念されるのは、燃やした後の灰は有毒になるのか確認しておきたい。

山本課長：先程言った水銀の問題等もありますので、焼却灰についても当然検査し安心安全なものを埋め立てする形になります。

市民 O：有毒だった場合はどういった処理をするのですか。

山本課長：専門の処理をするところに出すしかないと思いますが、基本的には有毒なものを出てこないと思います。

市民 O：800℃という焼却場の熱を発電や暖房等に再利用する計画はあるのですか。

山本課長：下水道汚泥を乾燥させるための熱源に使用したり、発電に回すというような考えもあり、焼却施設の熱は有効利用していきたいという考えであります。

以上